農業大学校養成科に関する規程

平成２４年４月１日規程第２５号

平成３１年４月26日改正

令和元年９月１７日改正

令和２年４月１日改正

（趣旨）

第１条　この規程は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「研究所」という。）定款第１１条及び研究所組織規程に基づき、研究所が人材育成として農業の担い手を育成するため運営する農業大学校の養成科に関し必要な事項を定める。

（養成科の設置、養成期間等）

第２条　農業大学校に養成科を置く。

２　養成期間、入学資格及び内容については、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 養成科 | 期　間 | 入学資格 | 内容 |
| ２年 | 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による高等学校を卒業した者または理事長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者 | 農業者又は農業技術者としての農業に関する知識及び技術の教育 |

（定員）

第３条　養成科の定員は、１学年につき２５名とする。ただし、理事長が特別な理由が　あると認めるときは、定員を増員することができる。

（入学の時期）

第４条　養成科の入学の時期は、理事長が別に定めるもののほか毎年４月とする。

　２　理事長は、特別の理由があると認める者については、前項の規定にかかわらず、　教科科目習得の可能な限度において随時に入学させることができる。

（教科科目等）

第５条　養成科の教科科目及びその時間数は、理事長が定める。

（休業日）

第６条　休業日は次に掲げるとおりとする。ただし、理事長が必要と認めるときは、休業日においても臨時に教科、実習又は見学を課することができる。

　　　一　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

　　　二　日曜日及び土曜日

　　　三　夏期休暇　７月下旬から連続した３１日間で別途校長が定める

　　　四　冬期休暇　１２月２１日から翌年１月７日まで

　　　五　春期休暇　３月下旬から連続した１４日間で別途校長が定める

　２　理事長は、前項第３号から第５号までの休業日について、その期間を変更することができる。

（出願手続）

第７条　入学を出願する者は、入学願書（様式第１号）を理事長に提出しなければならない。

２　府の区域内に居住する農業後継者であって、推薦入学を希望するものは、前項の入学願書のほか、在学高等学校長の推薦書（様式第２号：参考様式）及び当該居住地を管轄する農と緑の総合事務所長の意見書（様式第３号）を提出しなければならない。

（入学者の決定）

第８条　理事長は、入学を出願した者のうちから試験又は選考に合格した者に、入学を　決定する。

（募集）

第９条　この規程に定めるもののほか、農業者又は農業技術者としての農業に関する　知識及び技術の教育を受ける者（以下「学生」という。）の募集に関し必要な事項は、理事長が募集の都度定める。

（誓約書）

第１０条　学生は、入学後１０日以内に誓約書（様式第４号）を理事長に提出しなければならない。

（養成料）

第１１条　学生は、年額１４６，６００円の養成料を納付しなければならない。

(納付の方法)

第１２条　養成料は、前納しなければならない。ただし、理事長が必要と認めるときは、後納によることができる。

（養成料の納付期限等）

第１３条　養成料は、年２期に区分して納付するものとし、その期ごとの納付期限及び納付額は、次の表のとおりとする。ただし、同表に規定する納付期限が民法（明治２９年法律第８９号）第１４２条に規定する休日又は銀行法施行令（昭和５７年政令第４０号）第５条第１項第３号に掲げる日に該当する場合は、同表の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納付期限とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 期別 | 第１期（４月から９月まで） | 第２期（１０月から翌年３月まで） |
| 納付期限 | ４月２０日 | １０月２０日 |
| 養成料 | | ７３，３００円 | ７３，３００円 |

（学年途中の入学の場合の養成料の額等）

第１４条　学年の途中において入学した学生は、入学の日の属する期（前条の表に規定する期をいう。以下同じ。）以後の養成料を納付しなければならない。

　２　前項の場合において、入学の日が入学の日の属する期の納付期限後であるときは、当該期における納付期限は、前条の表の規定にかかわらず、理事長が定める日とする。

（退学等の届出）

第１５条　学生は、病気その他やむを得ない理由により退学し、又は休学しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

（退学の措置）

第１６条　理事長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退学させることができる。

　　　　一　成業の見込みがないとき。

　　　　二　研究所の秩序を乱し、その体面を汚す行為があったとき。

　　　　三　養成料を納付しないとき。

　　　　四　第１０条又は前条の規定に違反したとき。

（休学及び復学の場合の養成料の額等）

第１７条　期の初日から末日まで休学した場合は、当該期に係る養成料は、免除する。

２　期の途中において復学した者が、復学の日の属する期の初日以前から休学していた場合において、当該復学の日が当該期の納付期限後であるときは、当該期における納付期限は、第１３条の表の規定にかかわらず、理事長が定める日とする。

（学年途中の退学をした者の養成料の額等）

第１８条　学年の途中において退学し、又は退学させられた学生は、当該退学の日の属する期までの養成料を納付しなければならない。

　２　学年の途中において退学し、又は退学させられた学生のうち、当該退学の日が属する期の初日以前から休学している者の当該期における養成料は、前項の規定にかかわらず、免除する。

（養成料の減免）

第１９条　理事長は、学業に精励し、人物健全な者でやむを得ない事情により養成料の納付が困難なものその他特別な理由があると認める学生の養成料は、減額し、又は免除することができる。

（還付）

第２０条　既納の養成料は、還付しない。ただし、理事長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（卒業証書）

第２１条　理事長は、所定の課程を修了した学生に卒業証書を授与する。

（表彰）

第２２条　理事長は、修業成績の優秀な学生を表彰する。

（補則）

第２３条　この規程に定めるもののほか、養成科に必要な事項は、理事長が定める。

附則

（施行期日）

１　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

３　この規程の施行の際、現に大阪府環境農林水産総合研究所設置条例施行規則（以下「廃止前の施行規則」という。）第８条に規定する養成科に在籍している者は、この規程第２条に規定する養成科に在籍する者とみなす。

４　この規程の施行の際現に廃止前の施行規則第１４条に基づき入学を決定された者は、この規程第８条に基づき入学を決定された者とみなす。

附則

（施行期日）

１　　この規程は、令和元年５月１日から施行する。

附則

（施行期日）

１　　この規程は、令和元年９月１７日から施行する。

附則

（施行期日）

１　　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　入　　学　　願　　書

　　　年　　　月　　　日

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所理事長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　私は、農業に関する知識及び技術の教育を受けるため、貴所養成科に入学したいので、

次の書類を添えてお願いします。

　　添付書類

　　　１　履歴書

　　　２　最終在籍学校の調査書又は卒業証明書等

注　「卒業（見込）証明書等」は、大学入学検定試験合格書等卒業証明書に準ずるもの

様式 第２号（第７条関係）※ 参考様式

(指定様式が定められている高等学校は、本様式によらず高等学校の指定様式とする。)

　　　　　　　　　　　　　　　　　推　　薦　　書

　　　年　　　月　　　日

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所理事長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高等学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　校　　長　　　　　　　　　㊞

　下記の者は、次の推薦理由により貴所に入学することが適当と認めますので、推薦　　します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　　　氏　　名

　　　課　　程

　　　推薦理由

様式第３号（第７条関係）

意　　見　　書

　　　年　　　月　　　日

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所理事長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府　　　　農と緑の総合事務所長　　　㊞

　下記の者は、貴所への推薦入学を希望していますので、次のとおり意見具申します。

記

　　　住　　所

　　　氏　　名

　　　保護者名

　　　意見内容

　　　　１　経営の概況

　　　　２　就農意欲

　　　　３　その他

様式第４号（第１０条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　誓　　約　　書

　　　年　　　月　　　日

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所理事長　様

このたび貴所への入学の決定を受けました。

つきましては、規則等を固く守り、専心修業に精励し、また万一貴所の備付け物件を破損し又は紛失した際には、直ちに弁償することを誓います。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日生

（本人が未成年である場合）

上記の者が、貴所への入学の決定を受けましたが、本人在所中の身上に関することは、一切私が引き受け、貴所にご迷惑をおかけしないこと、また万一、本人が貴所の備付け物件を破損し、又は紛失した際には、私が本人と連帯して直ちに弁償することを誓います。

　地方独立行政法人

　大阪府立環境農林水産総合研究所理事長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保証人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　（記名押印または自筆による署名のいずれかとしてください。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本人との関係